



令和 7 年 8 月 21 日

愛知労働局長
小林 洋子 殿

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山 徳 良

愛知県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 7 年 7 月 3 日付け愛労発基 0703 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、別紙 2 のとおり令和 5 年 10 月 1 日発効の愛知県最低賃金（時間額 1,027 円）は、令和 5 年度の愛知県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

なお、愛知県最低賃金の改正決定に伴い、県下の最低賃金制度を適正に運営するに当たっては、愛知労働局に対して、令和 7 年 8 月 4 日付け「令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の記 4 ないし 13 に留意しつつ、最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等への支援の強化を要望する。

別紙 1

愛知県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
愛知県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,140 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和7年10月18日

別紙2

愛知県最低賃金と生活保護費との比較について

1 最低賃金

- (1) 件名 愛知県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額1,027円
- (3) 発効日 令和5年10月1日

2 生活保護費

- (1) 比較対象者 18歳～19歳・単身世帯
- (2) 対象年度 令和5年度
- (3) 生活保護費（令和5年度）

生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の愛知県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（104,379円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額（注）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると愛知県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（注）1か月換算額

$1,027\text{円（愛知県最低賃金）} \times 173.8\text{（1か月平均法定労働時間数）} \times 0.807\text{（令和5年度可処分所得の総所得に対する割合）} = 144,044\text{円}$